

入間市障がい者福祉プラン（素案）に対する審議会委員意見聴取の結果

2023.9.25

第3回審議会及びその後審議会委員よりいただいたご意見等について、次のとおり考え方をまとめました。

ページ・項目等（※第3回の審議会資料のページに合致しています）	意見等の概要	障害者支援課の考え方
P4・5 （第3回審議会意見）	・西暦を追加してはどうか	・平成と令和の混在も無い場合、見やすさを優先し、変更なしとします。
P5 （事務局提案）	・「〇障害者基本計画の策定（第5次）」を削除する	・市の近年の動向に「障がい者福祉プランの策定」を記載しないため、整合性をもたせ、国の計画を削除するものです。
P5 （第3回審議会意見）	・入間市の近年の動向について掲載すべき	・次のとおり掲載します。 ○令和3年4月1日 入間市手話言語条例施行 ○令和4年4月1日 総合相談支援室開設 ○令和5年4月1日 地区センター開設（福祉総合相談窓口機能もある）
P6 （第3回審議会意見）	・図の福祉プランの部分を目立つように	・指摘のとおり変更します。
P7 （第3回審議会意見）	・SDGs プランとの関係（具体例）	・「第2部 入間市障害者計画」の「第1章 基本的な考え方」の「2 基本方針」に、関連するSDGsのアイコンを掲載しました。
P9～ （第3回審議会意見）	・西暦を追加してはどうか	・見やすさを優先し、変更なしとします。
P10 （第3回審議会意見）	・知的障害者「〇A（最重度）」より「最重度（〇A）」の方が良いのでは	・指摘のとおり変更します。

P11 (第3回審議会意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者数の推移の図 他の障がいに揃えるなら、3級と1級が逆では 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり整合性を図り訂正します。
P16 基本方針3 1行目 (委員意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・成人期までの後に「切れ目のない」と追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり変更します。 「切れ目のない一貫した」
P19 (第3回審議会意見) 施策1 地域生活支援の充実を図る (委員意見) 主な取組(2) (委員意見) 取組内容(2) (委員意見) 取組内容(3) (委員意見) 主な取組(4) (委員意見) 取組内容(4) (委員意見) 取組内容(5) (委員意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携のほず。市の担当課の見直しを ・行政も入れ、「連携して、重層的な支援体制を構築します」に変更 ・「保健・医療・福祉関係機関の連携」→「精神保健福祉医療地域連携会議等の充実」に変更 ・「また、精神科病院への訪問、退院支援などにも取り組みます。」を追加 ・「地域課題を解決するための支援をします。」→「地域課題を解決するため、他業種他機関と連携して支援します。」に変更 ・「自立生活援助サービス」を「自立生活支援サービス」に変更 ・全文を「地域で暮らしたい、または暮らしている障がい者の実態やニーズを把握し、地域での生活や自立に向け、当事者に寄り添った利用しやすい支援サービスの充実を図ります。また、地域生活拠点事業の利用促進を進めます。」に変更 ・全文を「相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における自立生活の実例や福祉サービス支援などの情報提供により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。精神障がい者等の自助グループの育成に取り組みます。」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり変更します。 ・行政とは入れず、「地域住民などが連携して重層的な支援体制を構築します。」に文末を変更します。 ・取組が狭くなるため、変更なしとします。 ・ご意見の内容は、連携強化が目的ではないため、変更なしとします。 ・「地域課題を解決するため、関係機関と連携して支援します。」に変更します。 ・「自立生活援助」はサービスの名称であるため、変更なしとします。 ・ご意見の内容は、「自立生活援助」の内容とズレが生じるため、変更なしとします。「地域生活拠点事業」に関しては、第3部に記載されます。 ・限定せず、幅を持たせたいので、変更なしとします。
P22 (第3回審議会意見) 担当課(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の担当課の掲載が落ちているように思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総務課を追記します
P22～P23 (第3回審議会意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の支援体制、避難生活についてはもう少し見直して、「在宅避難」や支援等を検討し入れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難については「在宅避難」だけではなく、個別避難計画の中で推進します。

<p>P23 施策3 災害時に安心して避難生活を送るために（委員意見）</p> <p>P23 主な取組（1）「確立」（委員意見）</p> <p>P23 取組内容（2）（委員意見）</p> <p>P23 担当課（4）（委員意見）</p>	<p>・「個々の障害に応じた」以降を「個々の障害に応じた受け入れ体制や在宅避難者に対する支援体制の充実に努めます。」に変更</p> <p>・「確立等」に変更</p> <p>・「また、在宅避難する障がい者支援の在り方についても検討します。」を追加</p> <p>・「地域保健課」「健康管理課」を追記</p>	<p>・「個々の障がいや特性に配慮した個別避難計画に基づき、適切な避難支援に努め、安心して避難生活を送ることができるよう体制整備に努めます。」に変更し、2段落目以降を削除します。</p> <p>・変更なしとします。</p> <p>・変更なしとします。</p> <p>・「地域保健課」「健康管理課」は、担当課から協力要請をする関係課になると考え、変更なしとします。</p>
<p>P27 取組内容（4）（委員意見）</p> <p>担当課（4）（委員意見）</p>	<p>・「ワンストップサービスの更なる充実に努めます。」→「ワンストップで対応できる仕組みを構築します。」に変更</p> <p>・「学校教育課」「地域保健課」を追記</p>	<p>・「仕組み」は構築済と考え、変更なしとします。</p> <p>・「学校教育課」「地域保健課」は関係課と考え、変更なしとします。</p>
<p>P27 （第3回審議会意見）担当課（1）</p>	<p>・市の担当課の掲載が落ちているように思う</p>	<p>・関係課（連携課）はあると思われるが、担当課としては、変更なしとします。</p>
<p>P28 ○前プランでの取組の評価から 2段落目（委員意見） 3段落目（委員意見）</p> <p>（第3回審議会意見） ○本プランの課題として（委員意見）</p>	<p>・「企業や商工会、ハローワーク等の」を「企業や商工会などとハローワーク等の」に変更</p> <p>・「また、」の後に「市職員として」を追記</p> <p>・「アンケート調査の結果から、」の後に「地域社会や企業の理解を促進するとともに、」を追記</p>	<p>・就労支援機関はハローワーク等に係っており、変更なしとします。</p> <p>・「障がいのある職員を雇用しました。」を「障がい者を市職員として雇用しました。」に変更します。</p> <p>・指摘の通り変更します。</p>
<p>P30 （第3回審議会意見） 取組内容（3）（委員意見）</p>	<p>・「就労継続支援（A型、B型）」の後に「、就労定着支援」を追加</p>	<p>・指摘の通り変更します。</p>
<p>P32 アンケート回答（委員意見）</p>	<p>校外学習、宿泊を伴う行事における介助者の必要性とあるが、精神障がい者の方に対して42.9%必要とはどういう状態か。</p>	<p>・障がいのある18歳未満のお子さんの保護者に行ったアンケート結果ですが、あてはまるもの3つまで選択可能でした。精神障がい</p>

		者手帳を持つお子さんの保護者は、57.1%「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」に次ぐのが、42.9%「校外学習、宿泊をとまなう行事における介助者の確保」になりました。現状、校外学習等における支援が無いためとも考えられます。
P33 （第3回審議会意見） 施策7 2行目（委員意見） （第3回審議会意見） 担当課（2） （事務局提案） 取組内容（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ういずのリーフレットの部分を見やすく拡大しては ・成人期までの後に「切れ目のない」と追記 ・市の担当課の掲載が落ちているように思う ・「通所困難家庭」が何の通所なのか分かりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘のとおり変更します。 ・指摘のとおり変更します。 ・障害者支援課を追加します。 ・「や通所困難家庭」を削除します。
P34 （第3回審議会意見） 取組内容（1）（委員意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・P16 基本方針3との矛盾を感じる。P34が分離している。 ・「インクルーシブ保育・教育を充実させるために、」の後に「多様な学びの場を確保し、学校等の施設設備などのバリアフリー化に取り組みます。 また、入園時や就学時には、本人・保護者の希望を尊重し、特別支援保育・教育の選択肢を含め相談支援を実施します。」に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容（1）を指摘のとおり変更することにより、矛盾は解消すると考えます。
P34 （第3回審議会意見） 取組内容（2）（委員質問）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、特別支援学級に配置されている正規教員の比率が低いように感じるが、その理由は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市内16校の全小学校に特別支援学級がある。そのため、1学級の児童数が少ない傾向で、1名の学級もある（1学級8名以内）。制度上、2名以上の学級でないと、正規の教員は配置できない。また、学級編成時に、1名が転出することにより、学級数が減少する保留学級には、正規教員の配置を要求することができない制度になっている。4月になり、児童の転出が無く、学級数が減少しなかった場合、県から教員の加配を認められるが、既にほとんどの正規教員は採用が決まっており、正規教員が不足するため、臨時任

		用の教員を配置せざるを得ない状況となっている。市内 11 校の中学校は、拠点校方式を取り、全校には特別支援学級が無い。そのため、1 学級の人数も多い傾向にあり、小学校と比較すると、正規教員の比率が高くなっている。
P35 (第 3 回審議会意見) ○前プランでの取組の評価から 2 段落目 (委員意見)	・「障がい者教育」を「障がいを理解することや我がこととして考える福祉教育」に変更	・「障がいに関する理解を深める福祉教育」に変更します。
P36 施策 9 全文の変更 (委員意見) 主な取組 (1) (委員意見) 取組内容 (1) (委員意見)	・「児童・生徒や市民に対し、障がいや障がい者の生活について、我がこととして考え解決を目指す福祉教育や共生社会に向けた啓発活動を実施するとともに、交流等を通じて相互理解や福祉意識の向上を目指します。」に変更 ・全文を「障がいを理解することや我がこととして考える福祉教育の推進」に変更 ・「障がいについての理解を深め、」を「障がいについての理解や地域福祉の大切さを学び、」に変更	・「児童・生徒」は「市民」に含め、次とおり変更します。「市民に対し、障がいや障がい者の生活についての理解を深める福祉教育や共生社会に向けた啓発活動を実施するとともに、交流等を通じて相互理解や福祉意識の向上を図ります。」 ・全文を「講座等の実施により障がいについての理解を深める福祉教育を推進」に変更します。 ・変更なしとします。
P41 (第 3 回審議会意見) ○本プランの課題として 2 行 目 (委員意見)	・差別解消の取り組みとして、啓発や活動について明記しては？ ・「意思決定」以降を「意思決定を支援するとともに、成年後見制度の利用促進や障がい者の権利擁護、差別の解消を課題とします。」に変更	・審議会意見を受け、委員意見のとおり変更します。
P45 (第 3 回審議会意見) 取組内容 (3) (委員意見)	・全文を「入間市障害者自立支援協議会とともに障害者差別の実態把握、各ネットワークとの情報集積・事例検討・情報共有を行い、差別の解消に取り組めます。 また、市民、企業等に対し、合理的配慮の具体例・障がい者差別解消取組事例等の情報提供などにより啓発活動に取り組めます。」に変更	・全文を「入間市障害者自立支援協議会とともに障害者差別の実態把握、各ネットワークとの情報集積・事例検討・情報共有を行い、差別の解消に取り組めます。 また、市民、障害者を雇用した企業等に対し、合理的配慮の具体例・障がい者差別解消

P45 取組内容（４）（委員意見）	・「連携協力体制の強化を図り」の後に「、実態を把握するとともに、」を追加する	取組事例等の情報提供などにより啓発活動に取組みます。」に変更 ・全文を「障害者虐待防止センターを中心に、ニーズの把握や情報の共有により、連携協力体制の強化を図るとともに、県のシェルターなどとも連携を強化します。」に変更します。
全体的に（第３回審議会意見）	本プランを「医療モデル」の表現にするか、「社会モデル」の表現にするか	・本プランの内容は、基本的に「社会モデル」になっていると考えます。ただし、本プラン内に「医療モデル」や「社会モデル」の記載をすることは控えたいと考えます。
全体的に（委員意見）	「整備します」という表現は「構築します」等に改める	・「整備」には「構築」や「充実」を含めるイメージ、「構築」は何も無いところから築くイメージと事務局は捉えました。「整備」が適切と考える所が多く、変更なしとします。
全体的に（委員意見）	資料内のアンケート結果があるが、精神障害、身体障害、知的障害という分類だけでなく、どのような障害の方なのかという情報も必要ではないか（例：精神障害でもうつの方もいれば、発達障害の方もいるため）	・P9～11に3障がいに関する説明があるため、アンケート結果の所には掲載しません。
全体的に（第３回審議会意見）	・障害者差別解消法が令和６年４月１日から変更があり、努力義務であったところが、義務化される。	・P4の「○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）」に追記します。
全体的に（委員意見）	・相談支援、就労支援、ともにその「充実」がプランの中に記載されています。「充実」の中身として、相談支援、就労支援の職員増を盛り込んでいただきたい。	・「りぼん」に関しては、支援方法や民間とのコラボ等、見直しを検討すべき所があり、本プランに職員増は記載しません。